登記手続案内について

鹿児島地方法務局では**登記手続案内を予約制**により行っていますので、事前に予約をお願いします。

予約の方法

- ◆ 予約は、電話又は窓口でお受けします。
- ◆ 予約の際にお名前・連絡先・案内内容をお伺いします。
- ◆ 手続案内の日時は法務局によって異なりますので、予約の際にご確認く ださい。
- ◆ 多くのお客様にご利用いただけるよう、手続案内の時間は「20分以内」 とさせていただきます。

予約・お問合せ先一覧

※ 状況により案内日を変更する場合があります。

■不動産登記申請手続に関するご案内

庁名	予約・お問合せ先	案内日	庁名	予約・お問合せ先	案内日
不動産登記部門	099-259-0682	月・火・水・木・金	種子島出張所	0997-22-0668	月・水・金
霧島支局	0995-45-0330	月・火・水・木・金	屋久島出張所	0997-42-0061	月・水・金
知覧支局	0993-83-2208	火·木	南さつま出張所	0993-52-2561	月・水・金
川内支局	0996-23-6381	月∙水∙金	出水出張所	0996-62-0219	火·木
鹿屋支局	0994-43-6871	火·水·木	曽於出張所	099-482-0047	月・水
奄美支局	0997-52-0383	火·木			

■会社・法人登記申請手続に関するご案内

庁名	予約・お問合せ先	案内日
法人登記部門	099-259-0636	火·木

登記手続案内を利用されるお客様へ(お知らせ)

登記の申請に必要な申請書様式及び作成方法については、

法務局ホームページ (不動産登記申請手続き)へ

又は

法務局ホームページ (商業・法人登記申請手続き)へ

をクリック

こちらのホームページをご覧になった上で、ご不明な点がありましたら、「登記手続案内」をご利用ください。

予約受付 時 間

手続案内は予約制です。

・あらかじめ最寄りの法務局に電話又は窓口で案内日時を予約してください(受付時間:平日8時30分から17時15分まで)。

対象者

手続案内のご利用は、登記申請を予定されているご本人様(不動産の所有者又は法人の代表者)です。

・ご本人様がやむを得ない事由により来庁できない場合は、これに代わる方(不動産登記における所有者の親族、商業・法人登記における法人の従業員)となります。

案内時間

案内を行う時間は、20分以内です。

・多くのお客様にご利用いただくため、延長はできません。

案内内容

登記申請書の書き方や必要な添付書類について、一般的な説明のみを行います。

・法律的な判断を伴う相談や個別具体的な教示は行いません。

注意事項

登記申請書については、ご自宅等でご自身で作成願います。

・案内担当者が申請書や添付書類を作成することはできませんので、案内後に作成願います。

案内窓口では、申請書及び添付書類の事前確認(事前審査)はできません。

・書類の審査は、申請の受付後、登記官が法律等に基づき行います。そのため審査の段階(申請書提出後)で、書類の訂正や不足書類の提出をお願いすることがあります。

司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が、他人の依頼を受けて、業として登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、 法律に違反(司法書士法第73条1項、土地家屋調査士法第68条1項)する 場合もありますので、ご注意願います。

予約された時間から10分を超えて遅れた場合は、当該予約は取り消されることがあります。

その他

ご自身での登記申請が難しいと考える場合には、登記申請書の作成等を<mark>司法</mark> 書士又は土地家屋調査士に依頼することができます。

鹿児島県司法書士会 TEL 099-256-0335 鹿児島県土地家屋調査士会 TEL 099-257-2833